今年度の感染症危機管理対応訓練等について

内閣官房 内閣感染症危機管理統括庁

令和5年12月26日

新型インフルエンザ等発生時等における初動対処要領(令和5年9月1日決定)※1 (概要)

〔趣旨・目的〕 政府は、新型インフルエンザ等※2が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。事態を的確に把握するとともに、国民の安全を確保し、緊急かつ総合的な対応を行うため、新型インフルエンザ等対策特別措置法、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(平成25年6月7日閣議決定)及び「感染症に係る緊急事態に対する政府の初動対処について」(令和5年8月25日閣議決定)等を踏まえ、本対処要領を標準として対処する。対処に当たっては、事態の状況に応じて、その変化に柔軟かつ的確に対応する。

- ※1 内閣感染症危機管理監決裁
- ※2 新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等。なお、新型インフルエンザ等以外の感染症についても、国民の 生命及び健康の保護と国民生活及び国民経済に及ぼす影響の双方の観点等に鑑みて、政府全体の見地からの総合調整等が必要な場合の対応等についても、 本対処要領を参考に事態の状況に応じて対応

〔目次〕

- I 新型インフルエンザ等が発生した場合の措置
 - 1 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置
 - (1)報告・連絡
 - (2) 緊急参集要員の招集
 - (3)関係省庁対策会議の開催
 - (4) 閣僚会議の開催
 - 2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置
 - (1)報告・連絡
 - (2) 政府対策本部の設置
 - 3 情報提供
- Ⅱ 統括庁の体制の強化及び関係省庁との一体的な対応

(抄)

「統括庁と関係省庁が一体となって、WHO等からの情報収集、国民・事業者等各層への情報提供、水際対策、保健所・医療提供体制等の確保等の初動対処における重要な課題に取り組むこととし、**具体の対応については、**別に定めるところによる。|

Ⅲその他

初動対処要領に基づき定める「初動対処の具体の対応」(令和5年10月27日決定)※1の概要

○「新型インフルエンザ等発生時等における初動対処要領」 ※2の II において別に定めることとされた政府の初動対処の具体的内容を定める もの。

【対象事象】

・特措法の適用対象となる感染症が発生した場合(特措法の適用対象となるかどうか不明な段階のものも含む)※3

【対象フェーズ】

※2 令和5年9月1日 内閣感染症危機管理監決裁

合調整等が必要な場合の対応等についても、事態の状況に応じ、これに準じて対応する。

・発生情報覚知から政府対策本部を設置し、基本的対処方針が実行されるまでの間(平時の準備状況の確認も含む)

~「具体の対応」とタ	イムラインとの関係(イメージ)~	
政府行動計画は見直し中であるが、 現時点で初動のために必要な項目を記載	【平時】	「初動」の概念を表現の類型決定を表現しています。
①国内外の情報収集、 情報提供・共有	平時の準備は迅速な初動対処の基盤であり、感染症危機発生に備え、以下の準備状況を定期的に確認・感染症発生動向等関係のシステム(感染症サーベイランスシステム等)の活用	・厚労大臣の公表 ■国内外の発生動向等に関する情報収集■国民・事業者や関係機関等への情報提供・共有
②水際対策	・感染症対策物資の備蓄状況・医療機関の確保状況・宿泊施設の確保状況・搬送手段の確保状況・検査実施能力の確保状況・水際対策関係のシステムの活用	●検疫強化(航空機及び船舶による入国者数等の情報収集、質問票の配布等による患者の発見、検査や隔離等の必要な措置)●入国制限等(入国停止措置、査証制限、航空便の制限等の調整)●関係各国・地域への情報提供
③ワクチン	・ワクチン開発に関する情報収集・分析・研究 ・ワクチン関係のシステム(予防接種関連システム等)の 活用	●病原体・ゲノム情報等の収集・分析、パンデミックワクチンの研究開発に着手●接種率等の情報を即時に把握等できるよう、システムを新たなワクチンに拡張
④検査体制	検査実施能力の確保状況検査機関の確保数	●検査体制の充実・強化(予防計画に基づく都道府県に対する検査体制整備要請等)●検査措置協定締結機関における検査体制の拡充等
⑤感染症対策物資の確保	・感染症対策物資の備蓄状況 ・医療機関等情報支援システム(G-MIS)の活用	●感染症対策物資の生産・流通・在庫状況の確認、都道府県に対する 確保要請等
⑥保健所体制	保健所の感染症有事体制を構成する人員の確保状況感染症サーベイランスシステムの活用	●サーベイランス・積極的疫学調査、相談対応確保、IHEAT要員の確保を含めた保健所の体制整備等
⑦医療提供体制	・医療機関(入院・外来)の確保状況 ・宿泊施設の確保状況 ・医療機関等情報支援システム(G-MIS)の活用	●都道府県に対する医療提供体制・物資の確保状況の確認要請等●都道府県に対する流行初期医療確保協定締結医療機関の医療提供体制整備の要請等
※1 内閣感染症危機管理監決	戡。政府行動計画改定までの間、当面の初動対処の具体の対応とし、政府行 動	b計画見直しの議論・訓練の実施等を踏まえ適宜見直しを行う。 ──

※3 感染症が海外で発生した場合を想定。また、特措法の適用対象外の感染症についても、国民の生命及び健康の保護と国民生活及び国民経済に及ぼす影響の双方の観点等に鑑みて、政府全体の見地からの総

【政府対策

(基 左本

の初動対の対処方

に係る対策は原則とに基づき対応

T

継続

初動活動

●有事に向けた 準備活動

本部設置】

令和5年度 感染症危機管理対応訓練(概要)

1 訓練の趣旨

- 〇 これまで、新型インフルエンザ等対策訓練として、総理以下、全閣僚をメンバーとした政府対策本部 会合訓練を実施してきたが、令和2年度以降は、コロナ対応のため中止
- 〇 内閣感染症危機管理統括庁(以下「統括庁」という。)の発足に伴い、コロナ対応の教訓を踏まえ、 初動対処要領を改定するとともに、「感染症危機管理対応訓練」として、訓練を再開

2 訓練の狙い

- 〇 海外発生期の対応を焦点に、新型コロナでの経験を踏まえ、有事の際の初動対処について改めて確認 〇 本訓練の成果を平素からの備え(政府行動計画の見直し)に反映し、チェック・改善・メンテナンス (PDCAサイクルの実践)を継続的に実施する。
- 3 従来の訓練との違い
- 〇 これまで行ってきた政府対策本部会合訓練に加え、①局長級の関係省庁対策会議や②47都道府県との 緊急連絡会議の開催、③航空会社にも参加いただいての水際対応訓練を実施するほか、東京都と連携し た訓練も実施

4 スケジュール

月	10				11														
日	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
曜	金	土	日	月	火	水	木	金	±	田	月	火	水	木	金	土	田	月	火
訓練日程					(非公開)	関係省庁訓練						訓練(一部公開)		緊急連絡会議訓練					(一部公開) 水際対応訓練

令和5年度 感染症危機管理対応訓練(イメージ)

非公開訓練

連携訓練(10/31) 【関係省庁等へ情報展開】



★関係省庁対策会議(10/31) 【初動対応に係る情報共有等】



<u>凡例:★…今年度からの新規訓練</u> □ □

★初動対処(10/31~11/1) 【関係省庁等の対処状況確認】



公開訓練

政府対策本部会合(11/7)



★緊急連絡会議(11/9) 【都道府県との情報共有等】



★空港検疫(水際)訓練(11/14) 【検査のための動線確保等】



【参考】今年度は、東京都と連携した訓練を実施(東京都対策本部(11/7)、現場対応訓練等を実施(11/16))